

解説 住宅に係る耐震 改修促進税制

民間住宅税制研究会 編・著
国土交通省住宅局住宅総合整備課 監修
A5判・168頁・定価1,680円(本体1,600円)

国土交通省による
平成27年までの9割耐震化目標を
促進する「耐震改修促進税制」を、
解説・Q&Aで分かりやすく解説!

「住宅に係る耐震改修促進税制」とは？

- ① 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- ② 既存住宅の耐震改修をした場合の固定資産税額の減額措置

耐震改修促進税制のすべてが分かる

住宅の耐震化は地震防災対策上の喫緊の課題とされており、建築物の耐震改修の促進に関する法律（「耐震改修促進法」）に基づき平成18年1月に国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」においては、耐震化率を平成27年までに少なくとも9割にすることが目標として設定された。

この目標を達成するためには、約100万戸の既存住宅について耐震改修を行うことが必要となり、その促進を図るため、平成18年度税制改正において、創設されたのが「住宅に係る耐震改修促進税制」である。



**自治体職員、建築士、耐震改修に携わる事業者、住宅を所有する個人、
税理士にとってまさに必読の書！**



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp/>

Tel. 0120-203-696
Fax. 0120-202-974

本制度を所管する国土交通省住宅局住宅総合整備課監修による 分かりやすい解説、具体的なQ&A、制度に係る資料が コンパクトに登載されています。

本書の内容〈目次抜粋〉

解説編

第1章 所得税額の特別控除について

- 1 所得税額の特別控除の概要
- 2 対象区域
- 3 対象となる既存住宅の要件
- 4 住宅の耐震改修の要件
- 5 住宅耐震改修証明書の発行主体
- 6 住宅耐震改修証明書の発行事務

第2章 固定資産税額の減額措置について

- 1 固定資産税額の減額措置の概要
- 2 対象区域
- 3 対象となる既存住宅の要件
- 4 耐震改修の要件
- 5 固定資産税減額証明書の発行主体
- 6 固定資産税減額証明書の発行事務
- 7 住宅品質確保促進法に基づく住宅性能評価書の取扱い

Q&A編

第3章 所得税額の特別控除について

- 1 対象区域
- 2 住宅の耐震改修に関する補助事業の要件
- 3 補助金の額の算定に当たり、特別控除の額を控除する要件

- 4 既存住宅の要件
- 5 耐震改修の要件
- 6 住宅耐震改修証明書の発行事務
- 7 適用を受けるための手続き
- 8 その他

第4章 固定資産税額の減額措置について

- 1 対象区域
- 2 既存住宅の要件
- 3 耐震改修の要件
- 4 固定資産税減額証明書の発行主体
- 5 固定資産税減額証明書の発行事務
- 6 適用を受けるための手続き
- 7 適用期間
- 8 その他

参考資料編

第5章 所得税額の特別控除関係

第6章 固定資産税額の減額措置関係

第7章 建築物の耐震改修の促進に関する法律等

第8章 耐震改修のための支援制度

第9章 その他